

議案第63号

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年9月3日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

東京都の私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱の改正に伴い、本市の所得基準額を変更する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「34,500円」を「77,100円」に改め、同表3の項中「183,000円」を「211,200円」に改め、同表4の項及び5の項中「216,700円」を「256,300円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正 条 例 | | | | 現 行 条 例 | | | | 備 考 |
|-------------|------------|------------|---|-------------|------------|------------|---|--------------|
| 別表（第 4 条関係） | | | | 別表（第 4 条関係） | | | | 所得基準額の 改正 |
| 区 分 | 補助金月額 | | 所得の基準 | 区 分 | 補助金月額 | | 所得の基準 | |
| | 第 1 子 | 第 2 子以降 | | | 第 1 子 | 第 2 子以降 | | |
| 1 | 9, 4 0 0 円 | 9, 4 0 0 円 | 当該年度に納付すべき市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割が非課税となる世帯及び生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護を受けている世帯 | 1 | 9, 4 0 0 円 | 9, 4 0 0 円 | 当該年度に納付すべき市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割が非課税となる世帯及び生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護を受けている世帯 | |
| 2 | 7, 7 0 0 円 | | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額（世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。）が <u>7 7, 1 0 0 円</u> 以下の世帯 | 2 | 7, 7 0 0 円 | | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額（世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。）が <u>3 4, 5 0 0 円</u> 以下の世帯 | |

| | | | |
|---|--------|--------|--|
| 3 | 6,700円 | 8,800円 | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。）が <u>211,200円</u> 以下の世帯 |
| 4 | 5,600円 | 8,200円 | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。）が <u>256,300円</u> 以下の世帯 |
| 5 | 3,200円 | | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。）が <u>256,300円</u> を超える世帯 |

備考 省略

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

| | | | |
|---|--------|--------|--|
| 3 | 6,700円 | 8,800円 | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。）が <u>183,000円</u> 以下の世帯 |
| 4 | 5,600円 | 8,200円 | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。）が <u>216,700円</u> 以下の世帯 |
| 5 | 3,200円 | | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。）が <u>216,700円</u> を超える世帯 |

備考 省略

所得基準額の改正

同上

同上